

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成19年2月28日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「**キヤノンアネルバ栗木プロジェクト に係る事後調査報告書 (建設時)**」の縦覧を次のとおり行います。

	MO 1 Chumina (Chr. 17)	▽NK見でひりこわり11 V・より。
指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都府中市四谷五丁目8番1号 キヤノンアネルバ株式会社 代表取締役社長 今村有孝
	指定開発行為の名称	キヤノンアネルバ栗木プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 工場又は事業所の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区栗木二丁目5番2 ほか 区域面積:28,887㎡
	指定開発行為の目的	工場の建設
	指定開発行為の内容	土地利用計画:建築物 13,746 ㎡、緑化地 7,945 ㎡、車路・ 駐車場 5,284 ㎡、その他 1,912 ㎡ 建築計画:建築面積 13,746 ㎡、延べ面積 44,132 ㎡、最高 高さ 20m
	指定開発行為の施行期間	平成18年10月~平成19年6月
	環境影響評価の手続経過	平成18年 5月25日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年 9月 4日 条例審查書公告 平成18年 9月13日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	大気質:建設機械の稼動に伴う大気質濃度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年2月28日(水)から 平成19年3月29日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年3月29日 (郵送の場合は、平成19年3月29日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm